

平成24年行政事業レビューシート

(環境省)

事業名	国際約束に基づく保障措置の実施	担当部局庁	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和52年度～	担当課室	平成24年度まで: 文部科学省研究開発局開発企画課核不拡散・保障措置室 平成25年度以降: 原子力規制委員会		内閣官房原子力安全規制等改革準備室参事官 角倉一郎 文部科学省研究開発局開発企画課核不拡散・保障措置室 末広 峰政		
会計区分	一般会計	施策名	X-5 原子力分野の研究・開発・利用(紛争解決を含む)の推進(ただし、原子力規制委員会移管までの施策名)				
根拠法令(具体的な条項も記載)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第61条の10、第61条の23の2、第61条の23の10	関係する計画、通知等	日・IAEA保障措置協定、日・IAEA保障措置協定追加議定書				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>○保障措置とは、核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる活動である。</p> <p>○我が国は、昭和52年に国際原子力機関(IAEA)との間で保障措置協定を締結し、IAEAによる保障措置を受け入れている。</p> <p>○このため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に基づく国内保障措置制度を確立し、日・IAEA保障措置協定等における保障措置上の義務を履行することを目的としている。</p>						
事業概要(5行程度以内。別添可)	<p>日・IAEA保障措置協定の国際約束に基づく保障措置を適切に実施するため、本事業において、以下の業務を行っている。</p> <p>1. 保障措置に関する情報処理業務委託 ○原子炉等規制法に基づき、1,735施設(2011年12月現在)における核物質の在庫量等の情報に関する整理及び解析業務等を、原子炉等規制法に基づき指定された実施機関に行わせる。</p> <p>2. 保障措置検査等実施業務 ○保障措置検査等実施業務の全部又は一部を、原子炉等規制法に基づき指定された実施機関に行わせる。具体的には、①原子力事業者(製錬、加工、原子炉、再処理、使用施設)等に対し実施する査察、②原子力事業者から採取した試料の分析、③保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究を実施している。</p> <p>※平成25年度以降、文部科学省から原子力規制委員会に業務が移管される予定</p>						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	(3229)	(3117)	(2930)	(2832)	2,885
		補正予算	(-28)	(0)	(0)	(0)	
		繰越し等	(0)	(0)	(0)	(0)	
		計	(3201)	(3117)	(2930)	(2832)	2,885
	執行額	(3180)	(3099)	(2821)			
	執行率(%)	99.3%	99.4%	96.3%			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標	単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)	
	毎年、国際原子力機関(IAEA)による保障措置実施報告書(Safeguards Implementation Report: SIR)において、我が国の「すべての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との保障措置結論を得ることを目標とする。	成果実績 SIRの評価結果	すべての核物質が平和的活動の中にとどまっているとの評価を得た	すべての核物質が平和的活動の中にとどまっているとの評価を得た	すべての核物質が平和的活動の中にとどまっているとの評価を得た	すべての核物質が平和的活動の中にとどまっているとの評価を得る	
	達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	1. 保障措置に関する情報処理業務 活動指標として、原子炉等規制法に基づき事業者から受けた核物質等の計量報告について、国際原子力機関(IAEA)等に報告するための処理を行った件数(データ数)を示す。	活動実績 (当初見込み)	データ数	415,986	471,193	376,866	-
	2. 保障措置検査等実施業務 活動指標として、原子炉等規制法に基づき行った査察活動等の実績を示す(年度ではなく年)。	人日	2,519	2,505	2,107	()	
単位当たりコスト	<p>1. 保障措置に関する情報処理業務 971(円/件)</p> <p>2. 保障措置検査等実施業務 検査員の一人あたり人件費:10,383千円 ※社会保険料込み</p>		算出根拠	<p>1. 保障措置に関する情報処理業務委託 平成23年度予算/平成23年度データ処理件数</p> <p>2. 保障措置検査等実施業務について 平成23年度予算(保障措置検査人件費)/検査員数 ※社会保険料込み。</p>			

平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由
	非常勤職員手当	21百万円	9百万円	○東京電力福島第一原子力発電所事故に関連業務に必要な経費の増(44,792千円) ○機器の維持保守に係る費用の見直しによる減(▲23,231千円) ※平成25年度からの環境省移管に伴い、費目の見直しを行った
	諸謝金	0.2百万円	0.3百万円	
	職員旅費	12百万円	14百万円	
	検査旅費	5百万円	5百万円	
	委員等旅費	6百万円	7百万円	
	庁費	23百万円	30百万円	
	土地建物借料	346百万円	392百万円	
	保障措置業務委託費	349百万円	332百万円	
	保障措置業務交付金	2,070百万円	2,097百万円	
計	2,832百万円	2,886百万円		

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	○保障措置活動は、日・IAEA保障措置協定等の国際約束を国として履行するためのものであり、民間等に委ねるのではなく、国が責任をもって実施すべき事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	○支出先(財団法人核物質管理センター)は、原子炉等規制法第61条の10及び第61条の23の2に基づき指定された機関である。 ○業務マニュアルの見直しなどを行うことによって、業務の効率化や体制の見直しを図っている。 ○いずれも交付事業及び委託事業であり、受益者との負担関係に問題はない。また、費目・使途のうち、未執行のものではなく、真に必要なものに限定されている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	○我が国が義務を負っている保障措置活動の内容については、日・IAEA保障措置協定及び追加議定書(及び原子炉等規制法)に規定されている。 ○IAEAから年に1回発表される「保障措置実施報告書」において、我が国の「すべての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との結論が得られている。 ○保障措置に関する業務は、原子炉等規制法に基づき文部科学大臣の専管となっている。 ○六ヶ所再処理工場をはじめとした特殊な原子力施設については、保障措置のための核物質の試料分析を行っており、このための分析施設はIAEAと共同利用している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	保障措置は、国際約束を履行するための業務であり、我が国が原子力の研究開発及び利用を進める上で必要不可欠なものであるため、引き続き着実に実施すべきである。 原子炉等規制法に基づく指定機関の業務については、厳格な品質管理の下、着実に業務を遂行することが重要である。		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>1. 事業評価の観点:この事業は、国際原子力機関(IAEA)との間の協定等を受けて整備した、我が国の原子力活動が平和目的だけに限られていることを担保する保障措置制度の運用に必要な査察活動等の業務を行う長期継続事業であり、原子炉等規制法に基づく指定機関である(財)核物質管理センター向けの支出を含んでいる。</p> <p>2. 所見:20年以上続く長期継続事業であるが、日・IAEA保障措置協定等の国際約束を着実に履行するために不可欠なものである。また、平成21年度レビューの指摘を踏まえ、24年度においても予算の縮減を図るなど一定の見直しを図ったことは評価するものの、引き続き、事業の効果的・効率的な実施を目指し、コスト縮減等に努めるべきである。なお、保障措置制度の運用に必要な業務については、国際的にも信頼された専門機関で実施させることが不可欠であることから、(財)核物質管理センター向けの支出となることは適当であるが、更なる業務の厳格な品質管理を行うとともに、分析機器の保守管理等の効率化を図るべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	事業の効果的・効率的な実施を目指し見直しを図ったところ、これまで分析のための試料をそれぞれの部署ごとに発注していたが、一括購入することにより、価格及び輸送費の削減が期待されることから、概算要求に▲2,263千円反映した。このほか、消耗品を一括購入し課ではなく部単位で管理するなどコストの縮減に取り組みことにより、概算要求に▲814千円反映した。		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>○日・IAEA保障措置協定 http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/A-S52-1271_1.pdf, http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/A-S52-1271_2.pdf, http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/A-S52-1271_3.pdf</p> <p>○日・IAEA保障措置協定追加議定書 http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/A-H11-2391.pdf</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0228	平成23年行政事業レビュー	0282

文部科学省
2,821百万円

保障措置業務非常勤職員手当	10百万円
保障措置業務庁費	20百万円
保障措置業務土地建物借料費	345百万円
保障措置業務旅費	14百万円
保障措置業務委員等旅費	5百万円

を含む

日・IAEA保障措置協定の国際約束に基づく保障措置を適切に実施するため、原子炉等規制法に基づき、我が国における原子力の平和利用を担保する。

【随意契約・委託】

A. 保障措置業務の委託
支出総額：366百万円
支出先：(財)核物質管理センター

【交付】

B. 保障措置業務交付金
支出総額：2,039百万円
支出先：(財)核物質管理センター

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)

※1 国側の数字は国の決算額、受託者側の数字は受託者の決算額(実績報告書ベース)であることから、両者の額が一致しないことがある。

A.公益財団法人核物質管理センター			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	情報処理業務担当職員	154			
業務実施費	借損料	110			
	電子計算機諸費	35			
	雑役務費	21			
	消費税相当額	8			
	国内旅費、外国旅費	2			
	消耗品費等	3			
一般管理費	直接経費の10%	33			
計		366	計		0
B.公益財団法人核物質管理センター			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	交付金業務担当職員	1,106			
核燃料物質の分析業務及び記録の確認業務事業費	機器等維持保守費	510			
	業務用消耗品費等				
保障措置検査業務事業費	情報処理システム運用費等	205			
	機器等維持保守費				
保障措置検査等技術に係る調査・研究事業費	雑役務費等	34			
	システム整備費				
附帯事務費	間接経費	185			
計		2,039	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)核物質管理センター	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、文部科学大臣から指定された機関である「指定情報処理機関」として、日本国政府とIAEAとの保障措置協定及び二国間原子力協定の国際約束に基づく保障措置の適切な実施に資するため、国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析、その他の処理業務の実施。	366	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)核物質管理センター	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、文部科学大臣から指定された機関である「指定保障措置検査等実施機関」として、保障措置検査を適時適切に実施し、また、施設から提出を受け又は国が収去した試料の試験を実施するとともに、核燃料物質等の移動を監視・記録の確認する等の業務を実施。	2,039	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※本事業は、交付事業である。